

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	平田建築	代表者氏名	平田 和伸
主たる営業所の所在地	西尾市一色町松木島宮東95番地		
許可番号	愛知県知事許可（般-26）第54747号	許可を受けている建設業の種類	建、大

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成27年6月10日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容</p> <p>1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、従業員に速やかに周知徹底すること。 (2) 事業所内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 従業員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。</p> <p>2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。</p>		
処分の原因となった事実	<p>平成26年8月7日、西尾市一色町対米船原62番地1所在の今川デイサービス新築工事において、労働者にコンクリート基礎から高さ3メートルの梁の上で垂木を配る作業を行わせるにあたり、同所から墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったが、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講じず、危険を防止するための必要な措置を講じなかった。 このことが労働安全衛生法に違反し、安城簡易裁判所より、現場責任者が罰金20万円の刑に処せられた。 これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>		
その他参考となる事項	愛知労働局からの通報		